

「個人情報保護制度の見直しに 関する最終報告」について

内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室審議官

富安 泰一郎
とみやす たいいちろう



平成27（2015）年改正個人情報保護法の
附則第12条第6項において「政府は：個人情

報及び行政機関等保有個人情報の保護に関す
る規定を集約し、一体的に規定することを含
め、個人情報の保護に関する法制の在り方に
ついて検討する」と規定されたことを踏まえ、
令和元（2019）年12月、内閣官房に「個人
情報保護制度の見直しに関するタスクフォー
ス」（議長：内閣官房副長官補（内政担当）が
設置された。

令和2（2020）年3月からは、タスクフ
ォースに置かれた「個人情報保護制度の見直

しに関する検討会」（座長：高橋滋法政大
学法学部教授）において、計11回にわたり議論
が行われた。

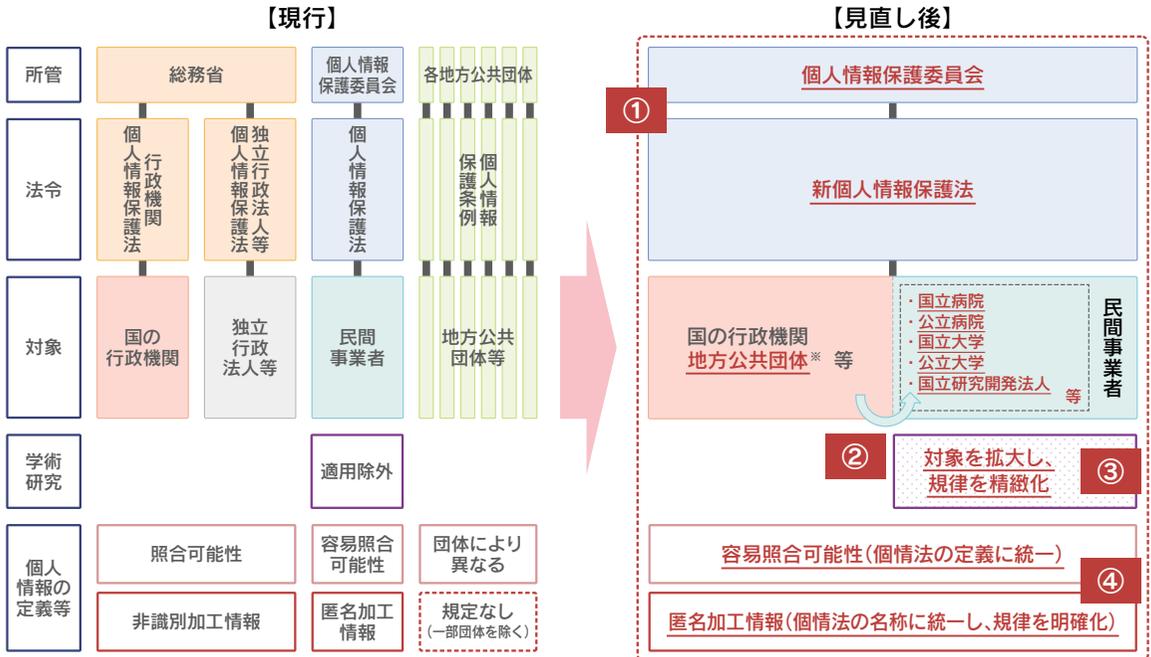
本稿は、有識者検討会における議論を踏ま
え、令和2年12月にタスクフォースが決定・
公表した最終報告について、事務局（内閣官
房ＩＴ総合戦略室）の立場で、その概要を紹
介するものである。

個人情報保護法制の現状と課題

現在、我が国の個人情報保護に関する法律
は、個人情報保護法、行政機関個人情報保護
法、独立行政法人等個人情報保護法の3法に
分かれており、各法の所管も、個人情報保護
委員会と総務省とに分かれている。また、地
方公共団体等における個人情報の取扱いにつ
いては、一部の例外を除き、各地方公共団体
が制定した個人情報保護条例により規律され

図表 個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの充分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

ている。

近年、情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータ活用が活発化しており、現行法制の縦割りに起因する規制の不均衡や不整合がデータ利活用の支障となる事例が指摘されている。

見直しの方向性

(1) 法の形式・所管及び監視監督

今般の見直しによって、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3法を統合するとともに、地方公共団体等の個人情報保護制度についても統合後の法律の中で全国的な共通ルールを設定し、独立規制機関である個人情報保護委員会が、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等の4者における個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制を構築することとする。

(2) 医療分野・学術分野における規制の統一と学術研究に係る適用除外規定の見直し(精緻化)

現在、独立行政法人等個人情報保護法又は地方公共団体の個人情報保護条例の規律対象

となっている医療分野・学術分野の法人等（国公立の病院、大学等）については、民間部門において同種の業務を行う法人（民間の病院、大学等）との間で個人情報を含むデータを利用した共同作業を継続的に行っているにもかかわらず、適用される規律が異なっていることから、今般の見直し後は、原則として、民間部門の法人と同様の規律を適用することとする。

また、我が国の学術研究機関等にE U圏から移転される個人データについては、GDPR（E U一般データ保護規則）に基づく十分な認定の効力が及ばないこととなっているが、今般の見直しによって、学術研究に係る一律の適用除外を見直し、利用・提供制限について所要の例外規定を設けつつ、安全管理措置義務を課すなど、個別の義務規定ごとに例外規定を精緻化することで、学術研究機関等にも十分な認定の効力が及ぶようにするための素地を作ることとする。

(3) 個人情報の定義等の統一等

個人情報の定義について、個人情報保護法では「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」と規定されている

のに対し、行政機関個人情報保護法では「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」と規定されている。今般の見直しによって、公的部門・民間部門ともに、個人情報保護法の定義を採用するとともに、併せて、公的部門について匿名加工情報等に係る識別行為禁止義務等を設けることで、公的部門の定義の変更による実質的な影響が生じないようにする。

(4) 地方公共団体等の個人情報保護制度の在り方

地方公共団体等における個人情報の取扱いについては、国の法制化に先立ち、多くの地方公共団体において条例が制定され、実務が積み重ねられてきた。近年、データ活用への円滑化に向けて、地方公共団体ごとの条例の規定や運用の相違がデータ流通の支障と成り得る等の指摘があり、今般の見直しによって、全ての地方公共団体に適用される全国的な共通ルールを法律で規定することとし、具体的には、原則として、今般の見直し後の行政機関等と同様の規律を適用することとする。この際、現在、地方公共団体の条例には、オンライン結合による個人情報の提供の制限規

定を置く例が多く見られるが、見直し後の行政機関等と同様の規律によって個人情報の安全性の確保等は図られることから、共通ルールには当該規定は設けないこととする。また、必要最小限の独自の保護措置を地方公共団体が条例で定めることは許容される一方、法律の範囲内において特に必要なものとして定められたものであることを担保するため、条例を定めた旨及びその内容を個人情報保護委員会に届け出させることとする。

法制化に向けて

現在、政府においては、社会全体のデジタル化を推進するための司令塔として新たに「デジタル庁」（仮称）を創設するなど、デジタル社会の実現に向けた改革を進めている。こうした改革の方向性について国民の理解を得るためには、増大が予想される官民のデータ流通を個人情報保護の観点から適正に規律し、個人の権利利益を引き続き十全に保護すること、データの保護と利活用のバランスを適正にとっていくことが不可欠である。そのためにも、本最終報告の内容を速やかに法制化するため、本年の通常国会に必要な法案を提出する予定である。